· /•	
i	,
\ /	% :
∕• \	*
/•`	*
\ /	۱.
•/	%
∕•\	%
. /.	
. /	% :
/• ∖	٠.
/.	3
	% :
/• ∖	٠.
/.	
	% :
/•\	٧.
/.	
	%
/• ∖	%
/	
	%
/a	*
· /	' :
-/-	%
/-	
` .	'
∕- \	٧.
. /	
	%
/-	\
\	'
∕- \	
. /	
-/-	٠,
/-	
	%
/ ■\	
. /	::
~	٠.
/	`
	%
/-	\
` .	4
∕ •`	\
	٠.
∕•\	٧.
. /	٠.
~	٠.
/	
	%
/-	\
\	4
∕ •`	\
. /	٠.
~	٠.
/	
	%
/-	\
Ν.	4
∕ •`	\
	٠.
△ ∖	٠.
/	
	%
/-	
Ν.	4
/• ∖	٧.
. /	•
~	٠,
/	
	%
/.	
./	%

Ⅲ 生活衛生編

- 1 環境衛生
- 2 食品衛生
- 3 動物衛生
- 4 医務・薬事
- 5 衛生試験所の業務

1 環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場、旅館、興行場、理・美容所、クリーニング所など環境衛生営業施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し、これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭,地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については,雑草の除去,ドクガ, ハチなどの害虫駆除が大半を占めている。

(1) 施設および監視指導

① 営業施設

旅館等

本年度の新規申請の件数は5施設であり、内訳は新増設2施設、営業者の変更によるものが3施設であった。

旅館、ホテル営業等に対する監視指導については、客室などの衛生指導を実施している。

• 興行場

新規申請の件数は3施設であり、内訳は常設0施設、仮設3施設であった。 施設に対しては、興行場法施行条例(北海道条例第56号)などに定める衛生に必要な措置の状況などについて立入検査を実施している。

・理容所、美容所、クリーニング所

理容所については新規10施設,廃止15施設であり営業施設は386施設,美容所については新規31施設,廃止27施設であり,営業施設は648施設である。立入検査は,器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については、新規4施設、廃止3施設であり、営業施設は302施設である。立入検査については、特に水質汚濁防止法・下水道法の規制対象であるテトラクロロエチレンなどの溶剤を使用するクリーニング所に対し、廃液処理装置の管理など溶剤の適正な処理方法について重点的に指導を行っている。

• 公衆浴場

公衆浴場の営業施設は63施設であり、法および道条例に定める衛生保持の状況を調査し、 不適合施設については改善指導を行っている。

② 水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関からの報告書により維持管理の把握を行い、必要に応じて立入検査を実施し、維持管理についての指導を行っている。

また、専用水道については、適正な水質管理を行っているか等、立入検査を実施している。

③ 浄化槽

浄化槽については、新規47基、廃止24基であり、計1、184基である。主な廃止の理由は下水道区域の編入によるものである。

浄化槽については設置時における機能検査(浄化槽法第7条),定期検査(浄化槽法第11条)が義務付けられており、北海道知事指定の検査機関(北海道浄化槽協会函館検査事務所)がこの検査を実施している。

※平成24年度から、浄化槽法関連業務は環境部へ移管。

④ プール

「函館市プール指導要領」に基づき、毎月プール維持管理報告書の提出を求め審査するとと もに、立入検査を実施し、プール水の水質管理を中心に指導を行っている。

表 1 環境衛生関係施設数および監視指導数

Image: section of the	分	施設数	新規件数	廃止件数	監視指導	
平	成 21 年 度	3, 966		120	<u>実数</u> 409	<u>延数</u> 441
		_	93			
平		3, 667		68	596	628
平	T 1	3, 679	106	96	476	496
	旅	ル 90 か 110	1	-	15	19
営	館	館 113	2	6	26	42
	等	新 39	2	_	6	6
عالد		宿 18	_	_	1	1
業		館 2	_	_	_	_
	行スポーツ施			_		_
関		也 8	3	3	5	5
		所 386	10	15	97	97
		所 648	31	27	166	166
係	77.	※ 302	4	3	4	4
	コインオペレーショ	ン 34	2	2	35	35
	公衆 普 通 浴	場 32	_	7	9	9
	浴場 福利厚生, その	他 31	2	7	5	5
水	簡易水道事	業 -	_	_	-	-
道	専 用 水	道 3	_	-	3	3
施	簡易専用水	道 483	2	1	-	-
設	井 戸	等 -	-	-	_	-
	浄 化	槽 1,184	47	24	_	_
	畜舎・家きん	舎 10	-	_	_	_
そ	化製	場 1	-	_	ı	_
	魚介·鳥類等製造貯	蔵 3	-	-	-	-
	死亡獣畜取扱	場 2	-	-	-	-
0	墓	地 81	_	_	-	-
	火 葬	場 4	-	_	-	-
他	納骨	堂 69	-	_	-	_
	特 定 建 築	物 125	_	1	94	94
	プー	ル 10	_	_	10	10

注)新規件数は、許可・届出等の件数 ※無店舗取次店を含む

⑤ 温泉 温泉法に基づき,温泉利用施設の立入検査を実施している。

表 2 温泉利用許可件数および立入検査数(各年度末現在)

	17		\wedge		温	泉利用許可件	数	立入核	食 査 数
	X	•	分		許可件数	新規件数	廃止件数	実 数	延 数
4	成	2 1	年	度	567	78	13	5	5
4	成	2 2	年	度	604	43	6	9	9
平	成	2 3	年	度	590	19	33	19	19
	宿	泊	施	設	362	10	13	10	10
	公	衆	浴	場	163	2	18	2	2
	老人	、福	祉 邡	色 設	51	7	-	7	7
	病院	・リノ	ヽビリ	施設	1	-	-	-	_
	プ	_	-	ル	0	_	1	_	_
	レシ	ッヤ	一方	色 設	2	-	_	-	_
	手	•	足	湯	4	_	_	_	_
	そ	Ø,)	他	7	-	1	-	_

(2) 市民相談

市民相談処理件数は952件であり、アリやハチ等に関する相談が大半で、駆除の指導や駆除業者の紹介を行っている。また、空き地の管理に関する相談については、土地所有者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表 3 市民相談処理状況

区	\wedge	ね	ずみ・昆虫	等	飲料水	排水	企业 英田	その他	計
	分	ドクガ	スズ゛メハ゛チ	その他	队件小	19F /\	水 空地管理 その他		訂
平成 2	1年度	17	141	173	_	_	139		470
平成 2	2年度	1	304	312	-	I	191	I	807
平成 2	3年度	_	489	266	_	_	197	_	952

(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な生活環境を確保することにより、健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成11年7月に制定し、平成11年9月1日から施行している。

2 食品衛生

「食品」は、私たちの生命の源であり、健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため、 その安全性の確保は、市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については、製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより、一定の成果が見られ、全国的に食中毒の発生件数は漸減傾向にあるが、食肉の生食等に起因する病原大腸菌、カンピロバクター等のほか、ノロウイルスなど感染性の高い微生物による食中毒の発生状況は依然として横ばいの傾向にあり、さらなる予防対策が求められているところである。

また、食品産業の発展に伴い、商品の多様化や製造工程の複雑化が進んでいるほか、輸送技術 の発達に伴う流通の広域化、輸入食品の増加など、食品を取り巻く環境も多岐にわたってきてお り、総合的で効果的な対策が喫緊の課題となっている。

これらの課題については、国が中心となって関係省庁の連携強化等、種々の対策が進められており、本市においても、食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため、食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し、食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに、市内で製造または流通している食品の収去検査を実施している。

また、食品の製造・加工・販売の各段階における総合的な衛生管理システム(HACCP)の 普及を図っているほか、調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生 に関する知識の啓発、食中毒警報の発令による注意喚起等を行っている。

(1) 監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設数 6,790 施設,北海道の「食品の製造販売行商等衛生条例」に基づく許可登録施設数 1,239 施設,その他の施設数 125 施設,以上の合計 8,154 施設が監視指導対象となっている。

(2) 監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として市民に安全な食品の提供を図るため、延べ5, 297 施設に対し監視指導を実施した。

表 1 食品衛生法許可施設数および監視指導延施設数(各年度末現在)

F	,	Λ	+ / ≑⊓.	*/-	許	可	件	数	期限切れ	監視指導
2	₹	分	施設	数	更	新	新	規	廃止件数	延施設数
平	成 21	年 度	6,	883		892		678	813	4, 457
平	成 22 4	年 度	6,	821		747		670	732	4, 065
平	成 23 4	年 度	6,	790		920		551	658	4, 325
飲	食 店	営 業	4,	034		606		351	532	1,778
喫	茶 店	営 業		400		96		32	27	338
菓	子 製	造 業		313		59		33	34	404
氷	雪 製	造 業		19		2		_	_	3
氷	雪 販	売 業		1		-		_	_	_
清	涼 飲 料 水	製 造 業		8		1		_	_	8
缶	詰または瓶詰食	E 品製造業		6		2		1	_	3
み	そ製	造 業		6		-		_	_	2
醬	油製	造 業		1		_		_	_	_
ソ	ース類り	製 造 業		9		_		1	_	4
酒	類製	造 業		1		_		_	_	_
あ	ん類製	造業		3		_		_	_	14
豆	腐製	造 業		14		1		1	1	11
納	豆 製	造 業		1		-		_	_	2
め	ん類製	造業		16		3		2	_	15
そ	うざい	製 造 業		160		17		16	3	185
食	用油脂	製 造 業		2		-		_	_	5
添	加物製	造業		7		-		_	_	2
乳	処 耳	里 業		4		-		_	_	29
乳	製 品 製	造業		19		1		2	_	43
ア	イスクリーム	類製造業		27		-		1	15	62
乳	類 販	売 業		566		52		37	7	328
乳	酸菌飲料	製 造 業		1		_		_	_	8
食	肉 処	理 業		13		3		_		18
食	肉 製 品 鄭	製 造 業		13		1		1	_	34
食	肉 販	売 業		404		34		21	8	317
魚	介 類 販	売 業		621		36		45	29	578
魚	介類せり	売 営 業		8		_				1
魚	肉ねり製品	製造業		18		1				36
食	品の冷凍また	は冷蔵業		95		5		7	2	97

表 2 道条例の許可または登録を要する施設数および監視指導施設数(各年度末現在)

	<u> </u>			分		施	設	数	許	可	件	数	期限切れび 水路 止件数	監視指導
	区			N		旭	叹	奴	更	新	新	規	および藤止件数	延施設数
4	左反	戈 2	2 1	年	度		1,	288		191		72	103	742
寸	左反	戈 :	2 2	年	度		1,	281		243		104	111	737
寸	之 万	戈 2	2 3	年	度		1,	239		227		75	102	837
	製		造		業			357		41		24	25	288
	食	묘	販	売	業			855		177		51	74	549
	行				商			27		9		_	3	_

表3 その他の施設数および監視指導施設数(各年度末現在)

	区		5	}	施	設	数	監	視	指	導		
	<u></u>).	J	716	HX.	<i>3</i> ^	延	施	設	数
3	平	成	2 1	1	年	度			128			-	118
-	平	成	2 2	2	年	度			124			-	137
-	平	成	2 3	3	年	度			125			-	135
	集	寸	給	食	施	設			124			-	113
	許	可	不	要	施	設			_				21
	と		Ę	旨		場			1				1

(3) 食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や、食品が短期間に集中する年末を中心に、販売店や 製造施設から食品を収去し、食品添加物の使用基準や食品の成分規格等、法の基準への適合を確 認するため行政検査を行った。

平成23年度は269検体を検査した結果,1検体の違反が判明し,改善を指導した。市内に流通する野菜等50検体の残留農薬検査結果については,基準違反はなかった。

表4 食品の収去検査等結果(平成23年度)

	Ţ	仅 去	検 査	Ē	農薬等	等検査
区分	収 去	違 反	違 反	理由	検 査	基準値
	検体数	検体数	細菌	理化学	検体数	以下
魚 介 類	13	_	_	_	-	_
魚介類加工品	67	_	-	-	-	_
冷凍食品	16	-	_	_	12	12
肉卵類およびその加工品	28	_	_	_	_	_
穀類およびその加工品	17	_	_	_	_	_
野菜類・果実および加工品	44	1	-	_	38	38
菓 子 類	41	I	I	_	-	_
清凉飲料水	-	I	l	-	-	_
酒 精 飲 料	-	-	-	_	-	_
缶 詰 · 瓶 詰 食 品	-	I	l	-	-	_
牛 乳	6	_	_	_	_	_
乳 製 品	10	_	_	_	_	_
アイスクリーム類・氷菓	4	1	1	_	_	_
その他の食品	23	ı	_	_	_	_
計	269	1	1	_	50	50

(4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し、科学的な根拠に基づき、迅速な対応と解決にあたっている。 平成23年度の苦情件数は76件であった。

表 5 苦情処理件数(平成 2 3 年度)

ļ	ヹ 分	総数	異物	カビ	腐敗 変敗	異味 異臭	表示	取扱い	その他
総	数	76	15	2	4	14	10	5	26
	魚 介 類	7	-	-	1	3	1	-	2
	魚 介 類 加 工 品	15	2	-	1	2	6	-	4
食	冷凍食品	-	_	-	-	-	-	-	_
及	肉卵類およびその加工品	3	_	-	1	1	-	1	_
	穀類・野菜・果物	1	1						
	およびその加工品	1	1		_		_	_	_
品	菓 子 類	12	5	1	-	1	3	_	2
	清涼飲料水・酒類	2	1	-	-	1	-	-	_
	缶詰·瓶詰食品	1	_	-	-	1	-	-	_
等	乳・乳製品・アイス	9				1			1
寺	クリーム類・氷菓	2	_	_	_	1	_	_	1
	その他の食品	19	6	1	1	4	-	-	7
	添加物	_	-	_	-	-	-	-	_
別	器具·容器包装	-	-	-	-	-	-	-	_
	おもちゃ	_	_	_	_	_	_	-	_
	施 設	14	-	-	-	-	-	4	10

(5) 食中毒

平成23年は、函館市内で2件の食中毒が発生した。ここ3年間発生がなかったため、関係団体に対し講習会を開催するなど啓発活動を行っている。

表 6 函館市内における食中毒発生状況

	分	▼※ / // 米/	数 患者数 死者数			原	ļ	因	場	所		
区	ガ	光生 件級	思有剱	死有 叙	飲食店	旅	館	家	庭	その他	不	明
平成 2	21年	-	_	_	-					_		-
平成 2	22年	-	_	-	-				1	_		-
平成 2	23年	2	40	-	2		_		_	-		-

(6) 食肉検査

と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、食肉検査所(西桔梗町555番地5)において、獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。(表7)なお、と畜検査のながれは、次のとおりである。

- ① 獣畜の搬入(牛,馬,豚,めん羊および山羊の5種類)
- ② 生体検査(人畜共通伝染病等の疾病の有無)
- ③ 解体検査(内臓の検査を行い,必要に応じ病理,細菌,理化学等の精密検査を実施)
- ④ 枝肉検査(枝肉の検査を行い,必要に応じ精密検査を実施し,食用不適時は廃棄処分)
- ⑤ 合格·検印
- ⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また、伝達性海綿状脳症 (TSE) ^準のスクリーニング検査を実施している。 (表8) 検査方法は、エライザ法という酵素免疫測定法により延髄を材料にして行い、異常プリオンの有無を確認するものである。

なお、牛については平成13年10月18日以降食肉処理される全てのもの、めん羊および山羊については平成17年10月1日以降食肉処理される12ヶ月齢以上のものが対象である。牛の検査対象については、平成17年8月1日に法改正され、21ヶ月齢以上となったが、当市では20ヶ月齢以下については自主検査として継続している。

(注) 平成17年10月1日に法が改正され、牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に、BSEをTSEに 名称を変更し、めん羊および山羊に関することが追加された。

表 7 食肉検査状況

lo ,	\wedge	W.	*/-	4	1		馬	į		BZ2	め <i>f</i>	ん 羊
区	分	総	数	牛	ŁЈ	牛	馬	ΙJ	馬	豚	山	羊
平成 2	1年度	42	, 454	6, 337		18	23		1	35, 762		314
平成 2	2年度	43	, 243	6, 401		14	20		1	36, 424		384
平成 2	3年度	38	, 691	7, 069		17	25		1	31, 270		310

表8 TSEスクリーニング検査結果

区	分	畜 種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
平成 2	1 年 亩	牛	6, 355	6, 355	_
平成 乙	1 平皮	めん羊・山羊	196	196	l
₩ ⇔ の	の年度	牛	6, 415	6, 415	l
平成2	乙十段	めん羊・山羊	171	171	-
₩ ⇔ り	っ年産	牛	7, 086	7, 086	l
平成2	3 十戊	めん羊・山羊	109	109	_

(7) 衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため、食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表 9 衛生講習会実施状況 (平成 2 3 年度)

対 象 者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	31	1, 470
一 般 市 民	10	360
計	41	1,830

3 動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき、犬による人畜に対する危害および環境汚染を防止するため、各種事業を実施している。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬および猫の引取りを実施している。

その他に、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

(1) 畜犬の登録・予防注射等

畜犬の登録および狂犬病予防注射を、市内委託動物病院や狂犬病予防注射期間中には集合注射会場を定め、実施している。また、飼い主に狂犬病について理解してもらい、未登録・未注射犬が生じないように指導している。

表 1 畜犬登録数

区	分	畜犬登録数	予防注射数
平成 2	1年度	15, 385[1, 053]	9, 736
平成 2	2年度	15, 538[961]	9, 749
平成 2	3年度	15, 863[892]	9, 425

(注) 「]内は新規登録頭数

(2) 畜犬等に関する相談・苦情

畜犬等に関する相談・苦情のうち最も多いのは、犬の捕かく依頼で58件あった。捕かくした 頭数は83頭で、25頭を返還した。

表2 畜犬等に関する苦情状況

区分	苦情処理	咬傷事件	飼育管理 指 導	動物の愛護に関する法条第1項の	議律第35 規定に基	動物の愛護及び管理 に関する法律第35 条第2項の規定に基 づく引取り		
				犬	猫	犬 ※1	猫	
平成21年度	278	4	46	67	35	206	748	
平成22年度	263	9	66	51	57	112	795	
平成23年度	257	9	39	46	88	83	688	

^{※1} 狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めている。

※2 平成24年7月1日から動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく大または猫の引取りについて手数料を徴収している。

(3) 施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は、化製場1、死亡獣畜取扱場2、第8条準用施設4の計7施設があり、畜舎については指定区域内に厩舎5、山羊舎1、犬舎3の合計9施設があった。これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

4 医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとと もに、立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか、医師・歯科医師・薬剤師・看 護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また,医療相談窓口を開設し,医療に関する相談業務を行っているほか,献血推進および薬物 乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

(1) 医務関係

① 施設および立入検査 市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 1 医務関係施設数および立入検査数

	-	区		Λ		施	Î.	設	立入核	食 査 数
	р.			分		施設数	新規開設	廃 止	実 数	延数
3	平力	成 2	1	年	度	779	31	29	162	162
3	平力	成 2	2	年	度	784	36	30	171	171
	平,	戏 2	3	年	度	740	32	28	132	132
	病				院	31	-	_	31	31
	診		療		所	230	10	14	52	52
	뇊	科	診	療	所	137	4	6	48	48
	助		産		所	1	-		-	_
	あ はり	ん ・きゅ	摩う	施利	所 所	174	12	2	I	_
	柔	道整	復	施る	析 所	85	2	1	-	_
	歯	科	技	工	所	78	2	2	_	_
	衛	生	検	査	所	4	2	3	1	1

(注) 施設数は年度末現在,立入検査数は年度分

② 医務免許関係処理件数 免許申請等の内訳は、次のとおりである。

表 2 医務免許関係処理件数

	X.			分		総数	免許申請	書換交付	再交付	その他
平	成	2 1	年	度		755	434	180	26	115
平	成	2 2	年	度		739	427	179	31	102
平	成	2 3	年	度		808	417	230	33	128
医		師			法	7	5	2	1	_
歯	科	医	自	Ħ	法	1	1	-	I	_
薬	j	削	師		法	14	2	11	1	_
保	健 師」	助産師	i 看:	護 師	法	472	263	183	26	_
搬	科	技	工	士	法	2	I	1	1	_
診	療放	射線	浪 技	師	法	5	4	1	1	_
臨月	卡検査	技師等に	こ関う	トる法	律	11	6	5	I	_
理肖	学療 法:	士法・作	乍業療	景法士	法	54	39	13	2	_
視	能	訓	練	士	法	3	3	_	_	_
栄	3	養	士		法	111	94	14	3	_
そ		Ø			他	128	_	_	_	128

③ 医療相談件数 医療に関する相談等の件数は、次のとおりである。

表 3 医療相談件数

区 分	総数	病院	診療所	歯 科診療所	薬局	その他
平成21年度	146	50	37	10	13	36
平成22年度	176	63	61	6	4	42
平成23年度	146	50	54	5	2	35

(2) 薬事関係

① 施設および立入検査 市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 4 薬事関係施設数および立入検査数

Ε	施		設	立入核	魚 査 数
区 分	施設数	新規開設	廃 止	実 数	延数
平 成 21 年 度	1,688	119	170	274	274
平 成 22 年 度	1, 528	80	94	122	122
平成23年度	1,706	123	73	160	160
1 薬局	179	11	7	12	12
2 医薬品販売業 (1)一般販売業	1	-	2	-	_
(2)卸売一般販売	50	5	4	3	3
(3)薬種商販売業	9	-	14	2	2
(4)配置販売業	28	-	1	-	_
(5)店舗販売業	63	16	1	11	11
(6)特例販売業(1種) 14	-	13	9	9
(7)特例販売業(2種) 1	_	_	_	_
3 医薬品製造業 (1) 専業	2	-	_	-	_
(2)薬局	8	_	_	_	_
4 医薬部外品製造業	_	_	_	_	_
5 医療機器製造業	_	_	_	_	_
6 医療機器販売業 (1)高度管理医療	F機器 138	13	10	20	20
(2)管理医療機器	₹ 914	59	9	51	51
7 毒物・劇物輸入業・製造業	2	_	_	_	_
8 毒物劇物販売業(1)一般販売業	125	6	8	6	6
(2)農業用品目販	反売業 10	_	_	-	_
(3)特定品目販売	三業 10	_	_	_	_
9 届出を要する毒物劇物業務上取扱	及者 1	_	_	_	_
10 麻薬取扱施設(卸·小売業者)	140	12	2	41	41
11 覚せい剤施用機関	_	_	_	_	_
12 覚せい剤原料取扱者	6	1	1	5	5
13 採血業	1	_	_	_	_
14 化粧品製造業	4	_	1	_	_
15 その他(学校,農家等)	_	_	_	_	_

(注) 施設数は年度末現在,立入検査数は年度分

② 麻薬および覚せい剤

麻薬および向精神薬取締法, 覚せい剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は, 次のとおりである。

表 5 麻薬および向精神薬取締法, 覚せい剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区			5.	}	総数	免許指 定申請	変更届	廃	棄	業 務 廃止届	麻 薬中毒	麻 薬 受渡届	その他
平	成	2 1	年	度	1, 054	487	112		70	42	-	303	40
平	成	2 2	年	度	1, 201	525	95		178	50	_	316	37
平	成	2 3	年	度	1, 129	472	104		145	52	-	301	55
麻薬	きおよび	び向精	神薬取	締法	1, 112	469	103		141	50	_	301	48
覚	せし	` 剤	取締	法	15	2	1		4	2	_	-	6
大	麻	取	締	法	2	1	_		-	-	_	_	1

(3) 献血

① 献血推進協議会

当市では、献血事業の推進を図るため献血推進協議会を設置し、北海道赤十字血液センター 函館事業所の協力のもと、献血の普及啓発活動を行っている。

夏は7月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ、市内3か所で街頭献血、冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し、成人祭での広告を含む啓蒙活動に努めている。

② 献血の状況

当市内における平成23年度の献血実績は次のとおりで、400mlの全血献血数は、北海道赤十字血液センター函館事業所が目標としていた数値を下回ったものの、200ml献血および成分献血はどちらも目標数を上回り、全体として目標を達成することができた。

表6 献血実績(平成23年度)

区 分		^	2 0 0 ml		4 0	Oml	-b /\ +b //.	合 計
		分	献	<u></u>	献	ш.	成分献血	(200m1換算値)
目	標	数(本)		2, 305	1	1, 140	3, 080	16, 525
献	ш.	数(本)		2,676	1	0, 530	3, 097	16, 303
目標	達原	戊率(%)		116. 1		94. 5	100.6	98. 7

(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて,北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり,ヤングボランティア等の協力により,啓発用ティッシュ等の配布を行っている。

5 衛生試験所の業務

衛生試験所は、各種試験・検査・研究を通じ、保健および衛生の向上を図る目的で設立され、 次の2部門に分かれ業務を行っている。

- ・微生物担当…腸管系病原菌,水質細菌,食品細菌検査等
- ・理化学担当…食品添加物,農薬検査等

平成23年度の試験検査実績は次のとおりである。

表 1 試験検査実績(平成23年度)

区分	種	別	件数	区分	種	別	件	数
		腸内感染症病原菌	3, 147		成分規格(牛乳および加工乳)		29
	腸管系	腸管出血性大腸菌	2, 939	A)) (ž	乳製品)		11
細	病原菌等	その他の病原菌	15	食	n (j	清涼飲料水)		0
		ふん便寄生虫卵	692		器具および	が容器包装		0
		飲料水細菌	0		食品添加物	加(定性)		25
		一般細菌数	0	묘	IJ	(定量)		233
菌	水質細菌	大腸菌群数	1		有害成分			23
述	小貝和因	腸管出血性大腸菌	0	試	金属類			21
		大腸菌群最確数	0		水素イオン	/濃度		67
		レジオネラ属菌	1	₽₽V	一般成分			121
		一般生菌数	410		農薬			47
検		大腸菌群数	427		家庭用品			21
	食品細菌	その他の細菌	892	験	放射能			0
	及叫州西	腸管出血性大腸菌	113		有機水銀			0
		大腸菌群最確数	17		小	計		598
查		顕微鏡検査	0		総	計		9, 423
4.	特殊なもの	D	120					
	ノロウイ	ルス検査	51					
	小	計	8, 825					